

令和3年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

(住宅・まちづくり関連)

令和2年8月

大 阪 府

日頃から、大阪府の住宅まちづくり行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスにより、日本経済や国民生活はかつてない深刻な影響を受けていますが、感染拡大の防止とともに、社会経済活動も両立させる「コロナと共存する社会づくり」を進めていかなければなりません。

経済を早期に再生・復活させ、新しい成長サイクルを構築していくためにも、2025年の大阪・関西万博の開催及びその後も見据えた、うめきた2期などの「活力と魅力ある都市空間の創造」と、近年頻発する自然災害への対応力の強化など「安全・安心にくらすことができる住まいと都市」の実現に向けた取組みを一層進めることが肝要です。

これらの施策を遂行していくためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

令和3年度の国家予算編成にあたりましては、本府の財政状況や課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

大阪府知事 吉村 洋文

目 次

活力と魅力ある都市空間の創造

1. うめきた2期の都市空間創造の推進 1
2. 彩都東部地区の事業化の促進 1

安心・安全に過ごすことができる住まいと都市

1. 社会資本整備総合交付金等の確保 2
2. 密集市街地の整備 2
3. 住宅・建築物の耐震化の促進 3
4. 空家対策の促進 3
5. 建設発生土の適正処理に向けた法制度の整備 4

<参考>

- 要望内容説明資料 5

活力と魅力ある都市空間の創造

大都市としてこれまで蓄積された都市資源のポテンシャルを最大限活用し、2025年の大阪・関西万博開催及びその後を見据え、大阪の都市構造の大胆な転換等により、活力と魅力ある都市空間の創造を推進するため、次の施策について提案・要望する。

1. うめきた2期の都市空間創造の推進

【内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省】

(※令和2年7月最重点提案・要望項目)

うめきた2期においては、人と健康・生活に関わる「ライフデザイン・イノベーション」をテーマに、イノベーション創出の源となる「みどり」を中心とした都市空間の創造をめざしている。2023年春の新駅開業、2024年夏の先行まちびらきに向け、基盤整備事業の着実な推進に必要な財政措置や新産業創出機能の実現に向けた以下の支援を行うこと。

- ◇ JR 東海道支線の地下化及び新駅の設置、土地区画整理、都市公園整備を着実に推進するため、必要な財政措置を講じること。
- ◇ 新産業創出機能の実現に向けた取組みに対する国の支援、国のイノベーション支援機関の関西における機能拡充を行うこと。

2. 彩都東部地区の事業化の促進 【国土交通省】

彩都（国際文化公園都市）は、大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点として、自然と最先端科学が融合する都市づくりを行うため、彩都建設推進協議会において「彩都東部地区の土地利用方針（案）」等を令和元年5月に策定し、同年7月には先行区域で土地区画整理準備組合が設立するなど事業化への取組みが進められているところである。

また、平成29年12月に新名神高速道路の茨木千提寺ICが供用開始するなど、この機を逃さず事業化を強力に進めることが肝要である。

このため、都市再生機構に対し、土地区画整理事業の施行者としての経緯を踏まえ、引き続き地権者の立場として東部地区のまちづくりについて、一定の役割を果たせるよう適切な指導を行うこと。

併せて、彩都関連事業にも、引き続き必要な国費を確保すること。

安全・安心に過ごすことができる住まいと都市

近年の自然災害の教訓を踏まえた災害対応力の強化とともに、コロナを乗り越えた先にある大阪の成長・発展の基盤づくりの観点から、次の施策について提案・要望する。

1. 社会資本整備総合交付金等の確保【国土交通省】

民間住宅・建築物や公営住宅の耐震化、密集市街地対策等、災害に強い都市づくりを強力に進めるため、社会資本整備総合交付金や地域居住再生推進事業補助金等については、個々の事業の重要性や進捗状況等を適切に見極めた上で、事業が安定かつ確実に実施できるよう必要な予算額を確保すること。

2. 密集市街地の整備【国土交通省】

本府では、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を早急に解消するため、市と連携し、老朽建築物の除却や地区公共施設、延焼遮断帯の整備などの取組みをより一層効果的かつ強力に進めることとしている。このため、国においては必要な予算を確保するとともに、以下の制度拡充などを図られたい。

- ◇ 令和 2 年度までの時限措置である「民間負担なしの空家の除却補助制度」の継続及び延焼危険性の低減に効果が高い老朽建築物除却の国費率を引き上げること。
- ◇ 老朽建築物の所有者に対し、除却等を確実に働きかけるため、固定資産税情報の内部利用ができるよう制度改正すること。
- ◇ 密集法に基づく除却勧告の対象となる延焼等危険建築物の判定手続きについて、借家人が居住していない建物を対象とする場合等は、現行の構造計算による方法ではなく、築年数や老朽度合い、外観目視による簡易な方法に簡素化すること。
- ◇ 老朽建築物の除却や土地活用等を促進するための税の軽減措置を設けるとともに、それに伴い税収減となる自治体に対し、交付税措置等を行うこと。

3. 住宅・建築物の耐震化の促進 【総務省・国土交通省】

住宅・建築物の耐震化を強力に促進するため、以下の措置を講じること。

- ◇ 耐震診断が義務付けされた広域緊急交通路沿道建築物及び不特定多数の者が利用する大規模建築物における地方の補助率に連動しない国の補助制度への拡充を行うこと。
- ◇ 耐震診断が義務付けされた建築物の耐震改修工事完了後の固定資産税減額に係る税制優遇制度の拡充を行うこと。また、建替え工事を行った場合における、固定資産税減額に係る税制優遇の特例制度を創設すること。
- ◇ 平成 22 年度補正予算において実施された住宅の耐震改修等に対する緊急支援事業と同様の制度を創設すること。
- ◇ 地方負担に対する特別交付税措置に関して、財政力指数に応じた率の撤廃や特別交付税の措置率の引き上げを行うこと。
- ◇ 住宅・建築物の所有者に対し、耐震化を強く働きかけるため、固定資産税情報の内部利用ができるよう制度改正を行うこと。
- ◇ 広域緊急避難路沿道のブロック塀等の耐震診断、除却、改修等に関する補助率引き上げ期間の延長

4. 空家対策の促進 【総務省・国土交通省】

空家等対策の推進に関する特別措置法は、施行後 5 年を経過した場合、規定の見直しを検討するとされていることから、以下の対応を図ること。

- ◇ 管理不全な状態となっている空家について、市町村が総合的な対策を実施できるよう、一部の住戸に居住者がいる長屋の空き住戸も対象に加えること。
- ◇ 災害で被害が生じて防災・安全上緊急対応を要する空家について、迅速に必要な最小限度の応急安全措置を行えるようにすること。
- ◇ 所有者不明空家の解消のため、市町村が財産管理制度を円滑に活用できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法に次の条文を加え

ること。

「国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、所有者不明空家の適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法第25条第1項の規定による命令又は同法第952条第1項の規定による相続財産の管理人の選任の請求をすることができる。」

更に、空家対策の実施主体である市町村による取組みが一層推進されるよう、以下の措置を講じること。

- ◇ 空家の除却を促進するため、地方税法の改正等により、除却後の更地に対する固定資産税等の軽減措置を行うこと。
- ◇ 所有者不存在空家の解消に係る費用については、全額国庫負担とするなど更なる財源措置を行うこと。

5. 建設発生土の適正処理に向けた法制度の整備 【国土交通省】

建設発生土の適正処理については、都道府県域を越える課題と捉え、次の項目の内容を規定した、建設発生土の適正処理に関する法律を制定すること。

- ◇ あらかじめ処理計画を作成・提出させるなど、建設発生土の発生者側の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理するとともに、地方自治体が情報共有できる仕組みを設けること。
- ◇ 建設発生土の搬入・埋立て等の行為については許可制とし、安全確保のための許可基準を定めること。
- ◇ 不適正な処理を行った者に対する罰則の強化を定めること。

< 参考 >

要望内容説明資料

※主な要望項目の詳細についての説明用資料です。

○まちづくりの目標

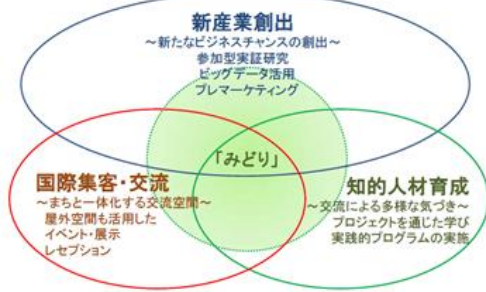
「みどり」と「イノベーション」の融合拠点

世界の人々を惹きつける比類なき魅力を備えた「みどり」

新たな国際競争力を獲得し、
世界をリードする「イノベーション」の拠点

○推進体制

経済界・行政等が連携して「うめきた2期みどりとイノベーションの融合拠点形成推進協議会」を設立し、先行的取組みを実施



○うめきた2期基盤整備事業



要望① 基盤整備事業推進に必要な財政措置

【JR東海道線支線地下化・新駅設置事業】
2014～2023年

約690億円(市・JR)
うち、補助対象事業費 約509億円
→地域分断の解消及び踏切除却による
交通の円滑化(連続立体事業)
→関西国際空港への移動時間短縮

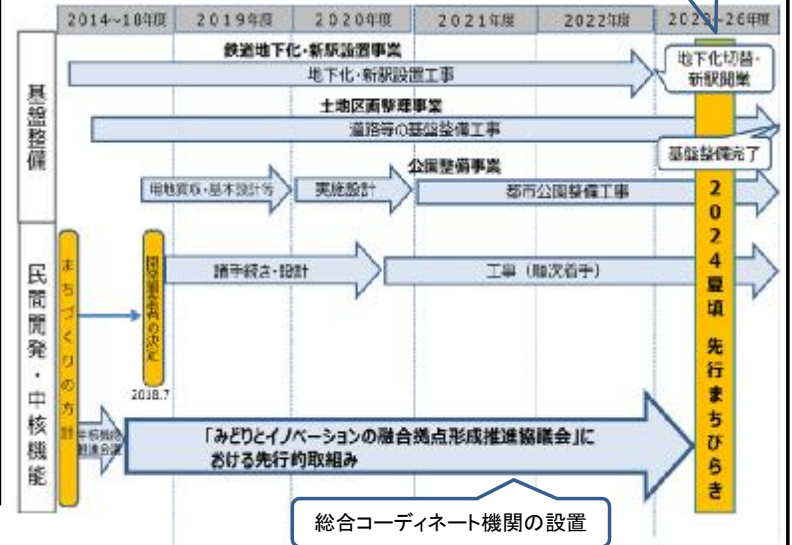
【土地区画整理事業】2015～2026年
約446億円(UR)
うち、補助対象事業費 約41億円
→民間開発の基盤となる道路・広場等の整備

【防災公園街区整備事業】2018～2026年
約202億円(UR)
全額、補助対象事業
→防災機能を備えた緑豊かなオープンスペース
の確保による高質な都市空間の演出

【要望】

国際競争力の強化に資するうめきた2期地区の拠点形成を図るため、基盤整備事業の財政措置

■経過及び今後の予定



要望② 新産業創出機能の実現に向けた支援等

【現状】 経済界・行政等が連携して「うめきた2期みどりとイノベーションの融合拠点形成推進協議会」を設立し、必要となる新産業創出機能の実現に向け先行的取組みを実施。

「先行的取組み」

- ・関西一円の研究機関等とのネットワーク構築
- ・「みどり」を活用した実証研究プロジェクトの実施
- ・国内外への情報発信
- ・イノベーション支援機関の誘致促進

2021(令和3)年度、中心的役割を担う「総合コーディネート機関」の設置(予定)

【要望】

- ・協議会活動への支援(実証実験等に係る研究資金支援、イベント共催による情報発信)
- ・イノベーション創出を支援する国の機関(JST、NEDOなど)の関西における機能拡充
(現行機関の限定的機能 ⇒ 研究開発から事業化までの支援を総合的に活用できる仕組みの構築)

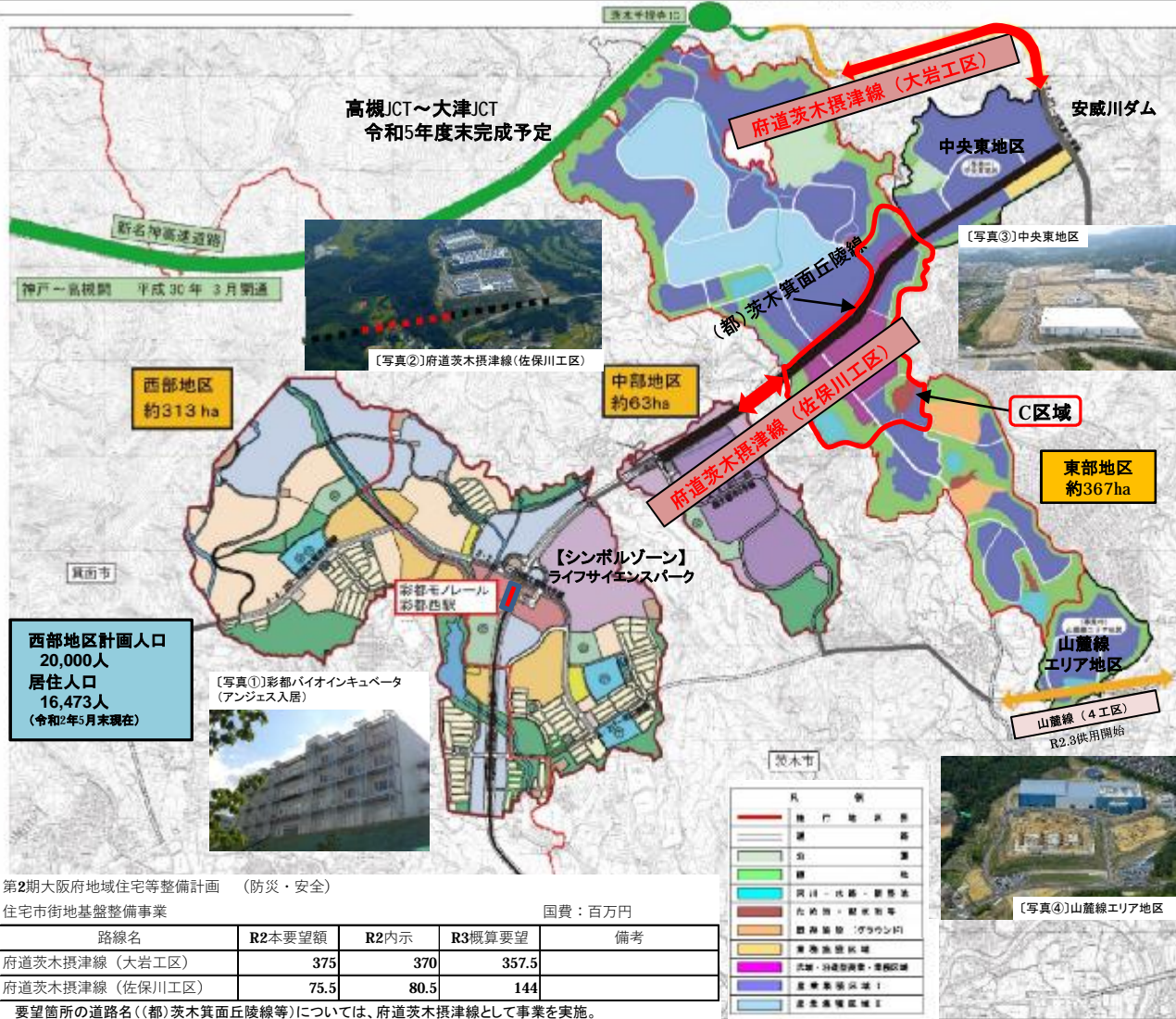
※ JST：国立研究開発法人科学技術振興機構、NEDO：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

彩都東部地区の事業化の促進

大阪府住宅まちづくり部
都市居住課

【令和3年度国の施策・予算に関する提案・要望 政府予算案(住宅まちづくり関係)】
 ○彩都東部地区の事業化の促進・都市再生機構に対する適切な指導・国費の確保
 ・都市再生機構に対して、彩都における土地区画整理事業の施行者としての経緯及び地権者の立場(※)を踏まえ、引き続き東部地区のまちづくりについて、一定の役割を果たせるよう適切な指導をお願いしたい。
 ・彩都関連事業にも、引き続き必要な国費の確保をお願いしたい。(府道茨木摂津線(佐保川工区)、府道茨木摂津線(大岩工区))

(※) 彩都東部地区UR所有地状況
 中央東地区、山麓線エリア地区を除く残る東部地区約280haのうち、UR所有は約3割



【これまでの経緯】

H30.2.13 彩都のまちづくりの推進に関する大臣要望

出席者: 国土交通省: 石井大臣、伊藤住宅局長他
 大阪府: 竹内副知事、山下部長、箕面市、茨木市: 福岡市長、
 関係議員: 原田衆議院議員、石川参議院議員、杉参議院議員、中野府議会議員、茨木市議会議員6名

要望要旨:

彩都東部地区のまちづくり及び関連事業の推進(予算確保)
 彩都東部地区まちづくりへの都市再生機構の取組の継続

H30.3 茨木箕面丘陵を含むC区域(約49ha)から段階整備する
 全体開発計画案を策定

R1.7 清水建設、日本エスコ、住友商事がC区域の準備組合
 設立
 現在、来年春の事業認可取得を目標に調整中。

【各地区の状況】

- 西部地区[写真①]
 ライフサイエンスパーク内の彩都バイオインキュベータに入居しているアンジェス(株)が新型コロナワクチンの治験開始(R2.6)
- 中部地区[写真②]
 万代彩都物流センターやプロロジス、三井不動産などの大規模物流施設が操業開始(H28~H29)
- 東部地区
 - ・中央東地区[写真③]
 R3.6事業完了を目指し事業進捗中。立地施設も順次稼働。
 - ・山麓線エリア地区[写真④]
 R2.3土地区画整理事業終了
 資生堂の工場兼物流センターが年内竣工予定
 阪急阪神不動産と三菱地所による大規模物流施設(2棟)の入居企業が内定。(R3.4~5に竣工予定)

- ・「地震時等に著しく危険な密集市街地」をR2(2020)年度末までに解消するという目標達成は困難な状況。
- ・早急な解消に向け、市と連携して、市街地の延焼危険性をきめ細かく評価し、解消効果の大きい道路整備や、土地活用を促進する老朽建築物の除却、狭小敷地の解消などの取組みを、一層効果的かつ強力に進めることとしている。
- ・このため、国に対して、必要な予算の確保と制度拡充などを提案・要望するもの。

地震時等に著しく危険な密集市街地の状況

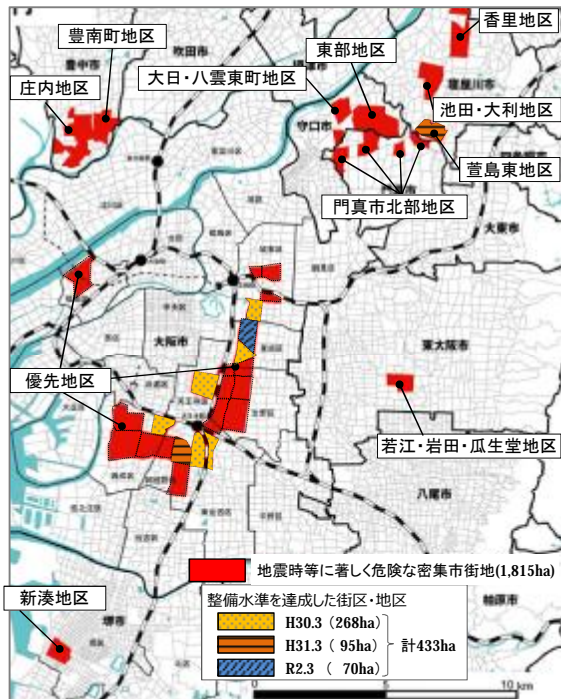
大阪府内の「地震時等に著しく危険な密集市街地」の面積

H24 **2,248ha**
7市 11地区



R1末 **1,815ha**
7市 10地区

市	H24年度	R1年度末	解消面積
大阪市	1,333ha	949ha	384ha
堺市	54ha	54ha	0ha
豊中市	246ha	246ha	0ha
守口市	213ha	213ha	0ha
門真市	137ha	137ha	0ha
寝屋川市	216ha	167ha	49ha
東大阪市	49ha	49ha	0ha
合計	2,248ha	1,815ha	433ha



要望① 密集市街地整備に係る財源確保

(1) 地方要望額に対する十分な国費の確保

R2年度までの時限措置である「臨時・特別枠」の継続等を含め、引き続き、地方の要望額に対し、十分な国費を確保

防災・安全交付金 予算額(全国)		密集市街地総合防災事業 予算額(全国)	
R2: 1兆 388億円	うち臨時枠 2,541億円	R2: 51億円	うち臨時枠 6億円
R1: 1兆3,173億円	" 2,767億円	R1: 51億円	" 11億円

要望② 土地活用等を促進するための支援制度の拡充等

(1) 地方公共団体に対する支援制度の拡充

●老朽建築物等の除却促進のための補助制度の充実

- ・R2年度までの時限措置である「民間負担なしの空家の除却補助制度」の継続
- ・焼失率改善効果の高い除却に対する国費率の引き上げ
(除却後の跡地が公共利用となる場合と同等に引き上げ 現行1/3 ⇒ 要望1/2)

●老朽建築物等の除却促進のための固定資産税情報の内部利用

- ・老朽建築物の所有者を特定し、除却を確実に働きかけるため、固定資産税情報の内部利用ができるよう制度を改正

●密集法に基づく除却勧告の対象となる延焼等危険建築物の判定手続きの簡素化

- ・借家人が居住していない建築物等については、現行の構造計算による方法ではなく、築年数や老朽度合い、外観目視による判定など簡易な方法により判定できるよう基準・手続きを簡素化

(2) 民間事業者等の事業意欲を喚起する税の軽減措置等

●固定資産税や所得税等を軽減する制度の創設

- ・老朽建築物を除却した敷地の固定資産税に対して、更地であっても一定期間、住宅用地特例並みの軽減措置
(課税標準について、評価額×1/6を継続)
- ・老朽建築物除却後の土地や、狭小敷地の統合、未接道敷地の解消に資する土地の売買等に伴い発生する所得税、登録免許税等に対して、公共事業並みの軽減措置
(所得税等 現行20%⇒**要望14%**、登録免許税 現行1.5%⇒**要望 非課税**)

- ・併せて、税の軽減措置に伴い税収減となる地方公共団体に対して、地方交付税による助成等の措置

住宅・建築物の耐震化の促進

大阪府住宅まちづくり部
建築防災課

- 南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率が70~80%に引き上げられ切迫した状況の中、巨大地震への備えとして住宅・建築物の耐震化は喫緊の課題。
- 「R7(2025)年までに住宅の耐震化率95%」、「R7年を目途に大阪府広域緊急交通路沿道にある耐震性の不足する建築物及びブロック塀等のおおむね解消」を耐震化の目標に掲げ、普及啓発や耐震化の支援等を実施している。
- 目標達成に向け更なる取組みを行うため、制度拡充・税制拡充などを提案・要望するもの。

住宅の耐震化の状況

R2年推計値(万戸)				
	総数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
住宅全体	398	353	45	88.7%
[木造戸建住宅]	142	114	28	79.8%
[共同住宅等]	256	239	17	93.6%

- 大阪府北部を震源とする地震において、5万棟以上の住宅で一部損傷などの被害があり、より大規模な地震が発生すれば倒壊被害等が想定されるなか、耐震化の遅れている木造住宅は約28万戸
- S56年以前に分譲マンションは約15万戸、地震により倒壊等が起きた場合、周辺地域にも大きな被害が及びが区分所有者間の合意形成が困難なため建替えに至らないケースが多い

大阪府広域緊急交通路沿道建築物の耐震化促進事業の状況

- 大阪府地域防災計画に定めた、災害時に重要な役割を担う広域緊急交通路のうち優先して耐震化に取り組む路線を、耐震診断義務化対象路線として指定

【診断結果の公表数】

対象建築物数	299棟	耐震性あり	85棟
(R2.4.1現在)		耐震性なし	200棟
		未報告	14棟

- 令和2年3月に新規路線を指定あわせて、一定規模を超えるブロック塀等についても耐震診断の義務付け対象に追加
(新規診断結果の報告期限：R4.9.30)

【新規路線沿道の診断義務付け建築物数】

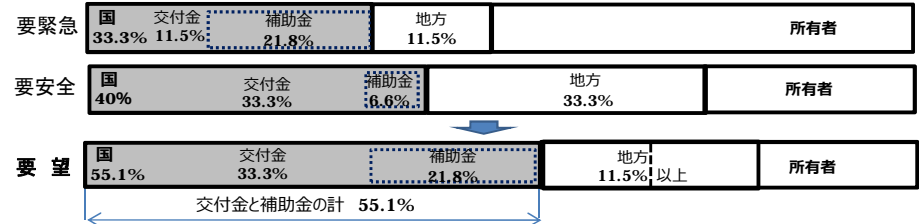
8棟
【診断義務付けブロック塀等数】
約300件 ※未確定含む



要望① 耐震診断義務付け建築物の補助制度の拡充

耐震改修の要緊急^{*1}と要安全^{*2}を一本化し、国費率(交付金と補助金の計)を55.1%に引き上げ

*1 要緊急安全確認大規模建築物：病院・ホテル等不特定多数の方が利用する大規模建築物
*2 要安全確認計画記載建築物：耐震診断義務付けとなる避難路沿道建築物

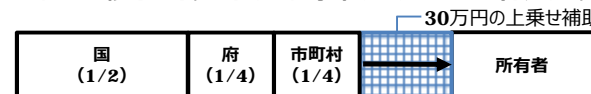


要望② 耐震診断義務付け建築物の耐震化に伴う税制拡充

- 現状、耐震診断が義務付けられ、その結果を所管行政庁に報告された既存家屋について、耐震改修工事が完了した翌年から2年間の固定資産税の税額2分の1を減額
⇒ 減額期間を5年間に延長
- 現状、新築された3階建て以上の耐火又は準耐火の住宅用家屋について5年間、その他の住宅用家屋について3年間、新築工事が完了した翌年から固定資産税の税額2分の1を減額
⇒ 特例制度を創設(防災街区整備事業に伴う新築建築物に係る減額措置と同様)
耐震診断が義務付けられた建築物について、建替え工事が完了した翌年分からの固定資産税額を5年間、以下に減額
 - ・分譲マンション等の住宅用家屋については、3分の2を減額
 - ・その他の建築物については、3分の1を減額

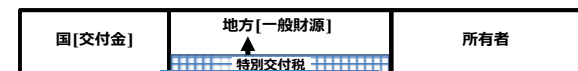
要望③ 住宅の耐震改修等に対する補助制度の創設

木造住宅の耐震改修等に対する緊急支援事業として定額30万円、地方負担のない上乗せ補助を創設



要望④ 特別交付税措置の拡充

「財政力指数に応じた率」の撤廃と「特別交付税の措置率50%」を防災拠点並みに引き上げ



要望⑤ 固定資産税情報の内部利用

固定資産税情報の利用により、建物所有者や建築年数が特定でき、耐震化が必要な所有者に対し、普及啓発を的確に行うことが可能 ※位置付ける法律は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を想定

要望⑥ 耐震診断義務付けブロック塀等の国費率引き上げ期間の延長

- 現状、国費率についてR2年度まで引き上げられており、府の補助率もこれに準拠
国費率：耐震診断1/2(引き上げ前1/3)、耐震改修、建替え又は除却 2/5(引き上げ前(1/3))

空家法は、施行後5年経過時（令和2年5月）に見直し検討が行われる予定であるため、以下の法改正を要望

要望① 長屋の空き住戸の空家法対象化

【現状】

府内には、長屋建てが多く、管理不全の空き住戸も増加しており、市町村は、戸建てと同様の対応を求められている

長屋の一部に居住者がいれば、空家法上の「空家等」に該当しないため、一部市町村では独自条例により対応している

【課題】

条例を制定していない市町村は、対応に苦慮

条例を制定しても、法と完全に同一の措置はできない

〔条例では対応できない措置の例〕

- ・勧告に伴う住宅用地特例の除外
- ・略式代執行の実施 など



【国の動き】

衆議院総務委員会（H31.3.7）での質疑・答弁を受け、市町村が条例を定めることにより、長屋・共同住宅の所有者に関する固定資産税情報を、内部で利用することが可能であることを示す事務連絡が発出（総務省自治税務局固定資産税課）

【府内市町村の動き】

府内13市町村で、長屋の空き住戸の適正管理に対応する条例を制定してきた

【要望】

市町村が、法に基づき長屋の空き住戸の適正管理対策を行うことができるよう、**長屋の空き住戸について空家法対象化**を要望

要望② 災害時の応急安全措置を空家法に規定

【現状】

空家法では、被災して危険な空家への迅速な対応が困難
このため、一部市町村では独自条例に応急安全措置の規定を設けている（府内では、8市町村が条例で規定を設置）

【課題】

条例を制定していない市町村は、災害時の必要最小限の応急安全措置であっても、迅速に対応することが困難

今後の災害に備え、市町村の災害対応力の強化が必要

【要望】

市町村が、法律に基づき対応を行うことができるよう、**災害時の応急安全措置を空家法に規定**することを要望

要望③ 市町村長への財産管理人選任申立て権限付与

【現状・課題】

所有者不明空家の解消には、財産管理制度の活用が必要
民法に規定される財産管理人の申立て権限は、利害関係人又は検察官に付与されているが、空家対策において市町村長が利害関係人にあたることを家庭裁判所に立証することが負担になっている

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条では、地方公共団体の長に相続財産管理人の選任申立て権限を定めている。

財産管理制度の円滑な活用のため、市町村長が利害関係人にあたることの立証責任を免除することが必要

【要望】

市町村長が確実に財産管理人の選任を行うことができるよう、**空家法に市町村長の財産管理人選任申立て権限を規定**することを要望

空家対策の実施主体である市町村の取組みを一層推進させるため、以下の措置を講じるよう要望

要望④ 空家の除却跡地の固定資産税等の軽減措置

【現状・課題】

空家を除却して更地にした場合、固定資産税や都市計画税に係る住宅用地特例が外れ、**税負担が増加することが、除却が進まない一因**

（想定される例）

土地の処分方針が決まっておらず、固定資産税等もあがるため空家を放置（流通性の低い立地、借地上の建物 など）

【要望】

空家の除却を促進するため、地方税法の改正等により、一定期間、**固定資産税・都市計画税の軽減措置**を講じること

〔住宅用地特例（地方税法第349条の3の2）〕

- 固定資産税
・200㎡以下は1/6、200㎡超えは1/3に減額
- 都市計画税
・200㎡以下は1/3、200㎡超えは2/3に減額

空家除却後も、**軽減措置を5年程度継続**

要望⑤ 所有者不存在空家の解消に係る費用に対する国費拡充

【現状・課題】

- ・相続人がおらず、特別縁故者に分与されなかった残余相続財産は、国庫に帰属する。（民法第959条）
- ・国庫帰属相続財産額は年々増加傾向にある（平成29年度：526億円）一方で、換価価値に乏しい物件や管理コストが高い物件については、国庫への引継ぎができないこともある。
- ・放置された相続人不存在空家はやがて特定空家等となり、除却や跡地管理を市町村の負担で行わなければならない恐れがある。
- ・空き家対策総合支援事業においては、略式代執行による除却に要する費用に加え、財産管理制度における予納金であって回収が見込めないと判断したもの等も補助対象となったところであるが、未だ地方公共団体負担分が多い。

- ・換価価値の高い空家を略式代執行で解消した場合、残余財産は国庫帰属となるにも関わらず、換価価値の低い空家の略式代執行については地方公共団体の負担割合が高い。
- ・略式代執行に係る周辺家屋調査や図面作成、残置物の保管・処分等は基幹事業ではないため、要する費用全てが補助対象とはならない場合がある。

【要望】

所有者不存在空家の解消に係る費用については全額国庫負担とするなど、さらなる財源措置を講じること。